

小浜町家ステイ 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の主旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当施設が必要と認める事項

2 インターネットからの予約

- (1) 当施設予約サイトからのお申し込みの場合、予約入力フォームを利用頂きます。予約入力フォーム以外からのお申し込みは、原則としてお受けできません。
- (2) 必要事項の記入漏れ、記入内容が事実と異なる場合は予約が無効になることもあります。

(料金の支払い)

第3条 料金の支払いは、当施設が指定した決済サービス等により、利用申し込みの際に行って頂きます。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結あるいは履行に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき
- (5) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき

- (7) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (8) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える要求をしたとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (11) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れのあるとき

(契約解除違約金)

第5条 当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部解除した時は、別表の違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。

- 2 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後7時になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸期間の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金は頂きません。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が第2条の求めに応じないとき
- (2) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (3) 宿泊申込の人数より多く宿泊又は利用しようとしたとき
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (6) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき
- (7) 宿泊客が、暴力団および暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき
- (8) 宿泊客が暴力団又は暴力団員が事業活動を支置する法人、その他団体であるとき
- (9) 宿泊客が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当するものがあるとき
- (10) 宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (11) 宿泊客が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき

(12) 居室内でのタバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他、施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊当日、当施設又は当施設の指定する場所において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、日本上陸地及び入国年月日
- (3) 到着日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊客が当施設の客室をお空け頂く時刻は(チェックアウトタイム)は午前10時00分とします。

(利用規約の遵守)

第9条 宿泊客は当施設内においては、当施設が定める利用規約に従っていただきます。

(宿泊客の責任)

第10条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったとき、当該施設客は当施設に対しその損害を賠償していただきます。

別表 違約金申し受け規定

契約解除日	料金
不泊	100%
当日	宿泊日第1日目の宿泊料金の100%
前日	100%
3日前	50%
14日前	20%